

独立行政法人の中期目標期間終了時の見直しについて

(本年度の対象)

日本学生支援機構、海洋研究開発機構、国立高等専門学校機構、
大学評価・学位授与機構、国立大学財務・経営センター

1. 中期目標期間終了時の見直しについて

文部科学大臣は、中期目標期間が終了する法人の組織・業務全般にわたる検討を行い、「見直し内容」を決定する。

検討にあたっては、総務省 政策評価・独立行政法人評価委員会からの指摘「勧告の方向性」を最大限いかすとともに、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴くこととなっている。

【参考】 独立行政法人通則法 第35条

- 1 主務大臣は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他の組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講ずるものとする。
- 2 主務大臣は、前項の規定による検討を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 審議会は、独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関し、主務大臣に勧告することができる。

2. 見直しのスケジュール

8月16日	文部科学省独立行政法人評価委員会総会(第55回) ・見直し当初案(案)について意見聴取
8月30日	「見直し当初案」を総務省へ提出
9～12月	総務省政策評価・独立行政法人評価委員会において検討
12月17日	文部科学省独立行政法人評価委員会総会(第56回) ・見直し内容(案)について意見聴取
12月中 平成26年	文部科学大臣が「見直し内容」を決定し、総務省に通知
1～2月	見直し内容に沿って、次期中期目標・中期計画を検討
2月25日	文部科学省独立行政法人評価委員会総会(第57回) ・次期中期目標(案)・中期計画(案)について意見聴取
3月中	次期中期目標・中期計画を決定